

弔慰見舞金規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が支払う弔慰見舞金について定めるものである。

第2条（適用範囲）

この規程の適用を受ける者は、次の通りとする。

- (1) 定款第5条第1項第1号に規定する正会員及び第20条に規定する役員
- (2) 本協会の専門委員会委員長
- (3) 本協会の専門委員会委員で勤続3年以上の者
- (4) 本協会の職員で勤続3年以上の者
- (5) その他会長が必要と認めた者

第3条（対象事例）

- 1 前条に規定する者が、次の各号のいずれかに該当する場合、弔慰見舞金を支払うものとする。
 - (1) 死亡した場合
 - (2) 天変地異、火災等により甚大な罹災を受けた場合
- 2 前条に規定する者が、第1項各号のいずれかに該当する場合、本人、本人の親族又は所属の加盟団体の申し出により、業務執行役員会が支払いの要否を決議する。
- 3 正会員及び役員等の経験者が第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合、弔慰見舞金を支払うことができるものとする。この場合、業務執行役員会が支払いの要否を決議する。ただし、必要があると判断した場合、その要否を理事会に諮ることができる。

第4条（金額）

前条第1項に規定する弔慰見舞金の額は、別途定める。

第5条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第6条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年1月19日改訂し、同日より施行する

★甲慰見舞金規程第4条に基づいて、下記のとおり金額を定める。

金額一覧表

区 分	種 別	金 額	その他
本人の死亡	香 料	50,000円	弔電及び花輪一向い
本人の罹災	見舞金	10,000円から	理事会の承認により、罹災状況に応じて、金額の加算や金銭以外の対応も可能とする。

★上記の金額の改正は、理事会において決議する。